

農学研究科附属動物研究棟  
逸走動物捕獲措置マニュアル

制定 平成 20 年 4 月

1. 動物逸走時の対応

(ア) 飼育室内で逸走小動物を発見した場合

- ① 速やかに捕獲し、空ケージに収納する。
- ② 該当の可能性のある飼育者全員に連絡する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であるか判定する。

(イ) 飼育室外で逸走小動物を発見した場合

- ① 速やかに捕獲し、空ケージに収容して、隔離する。
- ② 動物棟管理室に連絡し、全飼育室における逸走の有無を確認する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であるか判定する。

(ウ) 中大動物が施設外に逸走した場合

- ① 中大動物（家畜）の飼育室あるいは屋外実験場の囲いから施設外への逸走を発見した場合・速やかに管理室に連絡し、飼育者に捕獲対応を求める。飼育者は直ちに構外への出入口に人員を配するとともに、施設内に戻るよう誘導する。
- ② 構外に逸走した場合は、直ちに管理室および飼育責任者に連絡し、緊急連絡網による連絡および対外的な対応を取り、捕獲に対応する。

2. 捕獲した逸走動物の措置

(ア) 飼育室内で捕獲

- ① 個体が識別可能で、逸走時点が判明しており、ケージ外に逸走したことが実験に影響しない場合は実験継続可。
- ② 個体識別可能だが、逸走が実験に影響する場合は速やかに安楽死させる。
- ③ 個体識別不可で、逸走時点が不明な個体は速やかに安楽死させる。

(イ) 飼育室外で捕獲

- ① 飼育者の特定を行なった後、速やかに安楽死させる。
- ② 飼育室外で捕獲した動物の実験継続は不可。

(ウ) 中大動物の逸走

- ① 施設内に回収した中大動物は実験に問題が無ければ実験を継続する。
- ② 構外に逸走したものについては、殺処分を含めて適正に対処する。

3. 日常の逸走防止対策

- (ア) 各飼育者は動物の取り扱いには慎重を期し、常に飼育頭数の把握に努めること。
- (イ) 各飼育者は動物の取り扱い時には飼育室出入口のネズミ返し装着を確認すること。
- (ウ) 飼育室退室時にはネズミ返しを必ず装着すること。
- (エ) 逸走時に動物の捕獲の障害となるような物品を飼育室内に置かないこと。
- (オ) 各飼育者は逸走時の捜索が容易となるよう、飼育室内を常に整理整頓すること。